

乗用自動車交換購入（ミニバン２WD）に係る仕様書

1. 交換購入の数量及び規格等

（１）国に納入する自動車

乗用自動車（ミニバン２WD ハイブリッド車） １台

別添１「仕様書明細」のとおり

（２）国が引渡す自動車

乗用自動車（平成２７年式 トヨタ エスティマ） １台

別添２「下取車両情報」のとおり

2. 国に納入する車両は、以下の条件を満たすものでなければならない。

（１）道路運送車両の保安基準（昭和２６年運輸省令６７号）で定める構造、装置等に適合するものとし、スペアタイヤ（応急用）１本若しくはパンク修理キット１セットを備えること。

（２）低排出ガス車認定実施要領（平成１２年３月１３日運輸省告示第１０３号）の定める「平成３０年度基準排出ガス７５％低減レベル（☆☆☆☆低排出ガス）」を満たしていること。

ただし、燃費に関しては「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和７年１月２８日変更閣議決定時点）の基本方針１３.自動車等１３-１自動車（１）品目及び判断の基準等の表１.表２を満たしているものとする。また、同方針に定める配慮事項に可能な限り配慮したものであること。

（３）納入する車両は、新車に限るものとする。

（４）別添１ 仕様書明細に示す装備品・付属品以上のものを備えること。付属品等についても新品に限るものとする。

（５）車両の車体色は、標準色（シルバー系が望ましい）とし、契約時に決定する。

3. 交換（納入・引渡）場所については、以下のとおりとする。

〒６０２－８０５４ 京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町
近畿農政局

4. 国に納入する自動車の道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）による車両検査登録手続き及び、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和３７年６月１日法律第１４５号）による自動車保管場所証明書に係る手続きは落札者において行うものとし、これに要する経費は落札者において負担すること。

なお、申請に必要な委任状・申請書等は落札者の求めにより、国が記入を行うとともに必要な図面等を引き渡すこととする。

5. 国に納入する自動車の自動車損害賠償責任保険料（保険期間３７か月）、自動車重量税及びその納付に要する経費は落札者において負担すること。

6. 国が引き渡す自動車の預託済み自動車リサイクル料については、契約後に別途、近畿農政局歳入徴収官が発行する納入告知書により納付すること。

7. 国に納入する自動車に関する、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年法律第 87 号）に基づく再資源化預託金等は落札者において負担し、預託証明書は車検証とともに契約締結後に提出すること。

8. 納入後の保証については、契約書第 9 条に規定する瑕疵担保の責を負うほか、保証証券の定めるところによる。

9. 環境配慮のチェック・要件化

（１）主な環境関係法令の遵守

受注者は、物品の提供にあたり、以下の環境関係法令を遵守するものとする。

・グリーン購入法（平成 12 年法律第 100 号）

（２）環境関係法令の遵守以外の事項

受注者は、物品の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

オ 工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。

カ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

10. その他

（１）国に納入する自動車への付属品等の取り付けは、担当者の指定した方法で行うこと。

なお、標準装備品は、仕様書に記載がない場合であっても、取り外すことなく納車すること。

（２）落札者は、購入車両の自動車整備標準作業点数表（一式）を提出すること。

（３）履行期限は令和 9 年 3 月 31 日までとする。

（４）その他の事項については、近畿農政局総務課の担当者の指示によるものとする。

環境物品等の調達の推進に関する基本方針（抜粋）

（適用基準）

基本方針 13. 自動車等 13-1 自動車（1）品目及び判断の基準等の表 1、表 2

（WLTC モード採用）

13. 自動車等

13-1 自動車

（1）品目及び判断の基準等

乗用車	【判断の基準】
小型バス	①乗用車にあつては、次の要件を満たすこと。 ア. 電動車等であること。ただし、ハイブリッド自動車の場合は、これに加えて表 1 に示された区分の排出ガス基準（ガソリン又はLPガスを燃料とする車両に限る。）に適合するとともに、表 2 に示された区分ごとの燃費基準値を満たし、かつ、備考 12 に示された算定式により算定された燃費基準値を下回らないこと。
小型貨物車	イ. エアコンディショナーの冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は 150 以下であること。
バス等	②小型バスにあつては、基準値 1 はアを、基準値 2 はイを満たすこと。ただし、ガソリンを燃料とする場合は、これに加えて表 1 に示された区分の排出ガス基準に適合すること。
トラック等	ア. 電動車等であること。
トラクタ	イ. 次世代自動車であること又は表 3 に示された区分の燃費基準値を満たすこと。

備考） 1 本項の判断の基準の対象とする自動車は、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 2 条の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）とする。

2 「車両総重量」とは、道路運送車両法第 40 条第 3 号に規定する車両総重量をいう。以下同じ。

3 「車両重量」とは、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 1 条第 6 号に規定する空車状態における車両の重量をいう。以下同じ。

4 「電動車等」とは、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車及び水素自動車をいう。

5 「次世代自動車」とは、電動車等、天然ガス自動車及びクリーンディーゼル自動車をいう。

6 「乗用車」とは、乗車定員 9 人若しくは 10 人以下かつ車両総重量 3.5t 以下の乗用自動車であつて、普通自動車、小型自動車及び軽自動車をいう。

7 「小型バス」とは、乗車定員 11 人以上かつ車両総重量 3.5t 以下の乗用自動車をいう。

8 「小型貨物車」とは、車両総重量 3.5t 以下の貨物自動車をいう。

9 「バス等」とは、乗車定員 10 人以上かつ車両総重量 3.5t 超の乗用自動車をいう。

10 「トラック等」とは、車両総重量 3.5t 超の貨物自動車（けん引自動車を除く。）をいう。

11 「トラクタ」とは、車両総重量 3.5t 超の貨物自動車（けん引自動車に限る。）をいう。

12 乗用車に係る燃費基準値（WLTC モード燃費値）の算定方法は、次式による。なお、次式において係数 α 及び β を乗ずる前に小数点以下第 1 位未満を四捨五入すること。

$$FE = (-2.47 \times 10^{-6} \times M^2 - 8.52 \times 10^{-4} \times M + 30.65) \times \alpha \times \beta \quad (M < 2,759\text{kg})$$

$$FE = 9.5 \times \alpha \times \beta \quad (M \geq 2,759\text{kg})$$

FE：燃費基準値（km/L）（小数点以下第 1 位未満を四捨五入）

M：車両重量（kg）

α ：燃費基準達成率であつて 0.8

β ：燃料がガソリンの場合は 1.0、軽油の場合は 1.1、LP ガスの場合は 0.74

表1 ガソリン自動車又はLPガス自動車に係る排出ガス基準

区 分		一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物
乗用車	JC08モード	1.15g/km以下	0.013g/km以下	0.013g/km以下
	WLTCモード	1.15g/km以下	0.05g/km以下	0.025g/km以下
小型バス（1.7t以下） 軽量貨物車	JC08モード	1.15g/km以下	0.025g/km以下	0.025g/km以下
	WLTCモード	1.15g/km以下	0.05g/km以下	0.025g/km以下
小型バス（1.7t超） 中量貨物車	JC08モード	2.55g/km以下	0.025g/km以下	0.035g/km以下
	WLTCモード	2.55g/km以下	0.075g/km以下	0.035g/km以下
軽貨物車	JC08モード	4.02g/km以下	0.025g/km以下	0.025g/km以下
	WLTCモード	4.02g/km以下	0.05g/km以下	0.025g/km以下

備考）1 粒子状物質については、排出がないとみなされる程度であること。

2 「軽量貨物車」とは、車両総重量1.7t以下の貨物自動車をいう。以下同じ。

3 「中量貨物車」とは、車両総重量1.7t超3.5t以下の貨物自動車をいう。以下同じ。

4 「軽貨物車」とは、貨物自動車のうち軽自動車であるものをいう。以下同じ。

5 排出ガスの測定モードに即しJC08モード又はWLTCモードのいずれかを満たすこと。

表2 ガソリン乗用車、ディーゼル乗用車及びLPガス乗用車に係るJC08モード又はWLTCモード燃費基準

区 分	燃費基準値		
	ガソリン	ディーゼル	LPガス
車両重量が 741kg未満	24.6km/L以上	27.1km/L以上	19.2km/L以上
車両重量が 741kg以上 856kg未満	24.5km/L以上	27.0km/L以上	19.2km/L以上
車両重量が 856kg以上 971kg未満	23.7km/L以上	26.1km/L以上	18.5km/L以上
車両重量が 971kg以上1,081kg未満	23.4km/L以上	25.8km/L以上	18.3km/L以上
車両重量が1,081kg以上1,196kg未満	21.8km/L以上	24.0km/L以上	17.1km/L以上
車両重量が1,196kg以上1,311kg未満	20.3km/L以上	22.4km/L以上	15.9km/L以上
車両重量が1,311kg以上1,421kg未満	19.0km/L以上	20.9km/L以上	14.9km/L以上
車両重量が1,421kg以上1,531kg未満	17.6km/L以上	19.4km/L以上	13.8km/L以上
車両重量が1,531kg以上1,651kg未満	16.5km/L以上	18.2km/L以上	12.9km/L以上
車両重量が1,651kg以上1,761kg未満	15.4km/L以上	17.0km/L以上	12.1km/L以上
車両重量が1,761kg以上1,871kg未満	14.4km/L以上	15.9km/L以上	11.3km/L以上
車両重量が1,871kg以上1,991kg未満	13.5km/L以上	14.9km/L以上	10.6km/L以上

別添 1 仕様書明細

種類	ハイブリッド車
タイプ	乗用自動車（新車）ミニバンタイプ
駆動方式	2WD
総排気量	2,000cc 未満
使用燃料	無鉛レギュラーガソリン
車体サイズ	全長 4,690 mmから 4,830 mm まで 全幅 1,695 mmから 1,750 mm まで 全高 1,825 mmから 1,925mm まで
車両重量	1,580kg から 1,851 kg まで
乗車定員	7 名以上
トランスミッション	電気式無段変速機又はこれに準ずるもの
車体色	標準色から選択（シルバー系が望ましい）
装備品・付属品 (標準装備を含む)	EBD 付 ABS、ブレーキアシスト
	パワーステアリング
	パワーウインドウ
	運転席・助手席エアバック
	電動格納式ドアミラー
	集中ドアロック
	スペアキー
	盗難防止警報装置（イモビライザー等）
	LED ヘッドランプ（オート又はマニュアルレベリング機能付）
	両側電動スライドドア
	エアコン（運転席、助手席、後席）
	カラーバックモニター
	衝突回避支援システム等
	ナビゲーションシステム（VICS 対応、バックモニターカメラ連動） ※テレビ放送は受信できないようにすること ※ナビゲーションシステム利用に月額料金が発生しないこと
	ドライブレコーダー（前後カメラ）
	ETC 対応車載器（ナビ連動、ビルトイン又は取付タイプ、セットアップ 共、新セキュリティ対応）
	リアサイドフィルム又はプライバシーガラス
	フロアマット
	スペアタイヤ又は補修キット
	自動車用緊急保安発炎筒
	コンセント（AC100V 電源 又は USB PD チャージャー） ※ノートパソコンが充電できるもの
	サイドバイザー（フロント、スライドドア）
	ホイール付きスタッドレスタイヤ（ナット付）

※標準装備品は仕様書に記載がない場合であっても、取り外すことなく納車すること。

別添２ 「下取車両情報」

① 車名・車種	トヨタ エスティマ（京都 301 め 8323）
② 形式	DAA-AHR20W
③ 登録年月日	平成 27 年 12 月 18 日
④ 走行距離	187,737km（令和 7 年 3 月末現在）
⑤ 車検満了日	令和 8 年 12 月 17 日
⑥ 保管場所	近畿農政局
⑦ 付属品	タイヤ 4 本（ホイール付き）